

# 他霊園・他寺院から 陽光院永代供養墓「ハナミツキの碑」への改葬の流れ

## 1

### 市区町村役所で改葬への必要書類を確認する

墓地の改葬に必要な「改葬許可証」は、現墓地がある霊園を管轄する市区町村役所に申請して発行してもらいますが、自治体によりかなり異なりますので、まずは発行に必要な書類を確認しましょう。その後各自治体の様式に合わせ、その都度、霊園と陽光院に必要な書類の発行を求めましょう。

基本的に発行に必要な書類は、「(新しい墓地の) 受入証明書」「(既存墓地の) 埋葬証明書」「改葬許可申請書」です。

## 2

### 霊園等に改葬の旨を伝え、手続きを進める

埋葬中の霊園に改葬の問い合わせをし、各霊園の指針にならって丁寧に手続きを進めていきましょう。基本的には埋葬証明書の発行を依頼し、その後既存墓地の墓石撤去手続きや墓地閉眼供養の日程調整などを行います。

## 3

### 陽光院と永代供養墓使用の契約を進める

使用規則をご一読頂き、「永代供養墓ハナミツキの碑使用開始申込書」「埋葬者届出書」「印鑑証明書」を提出し、使用料を納付します。

納付確認後は使用許可証を発行致します。また、市区町村役所に提出する受入証明書が必要な方はその旨お伝え下さい。

## 4

### 改葬許可証の発行を区役所等より受ける

改葬許可証発行のための必要書類が揃ったら市区町村役所に改葬許可申請をし、改葬許可証の発行を受けます。改葬許可証は納骨当日迄に陽光院に必ずご提出下さい。

## 5

### 改葬法要の日時を決める

改葬法要とは「撤去前の墓石の閉眼供養」・「遺骨の取出」・「永代供養墓への納骨」の事です。墓石撤去と遺骨取出は埋葬中の霊園等と打合せをし、永代供養墓への納骨は事前に陽光院へ日時をご予約ください。埋葬作業も含めて全体で20分弱のお時間を頂きます。当日に回忌供養などを併せて行う場合はその旨お伝えください。

## 6

### 納骨供養当日

納骨当日は御遺骨・改葬許可証を陽光院にご持参頂きます。納骨供養の御布施は永代供養墓使用料に含まれております。尚、納骨の施行は指定小島石材店となります

#### 【参考】

宗教法人陽光院  
小島石材店

☎045-322-0565 FAX045-322-1315

☎045-322-0065

✉ [sotozen@yokoin.org](mailto:sotozen@yokoin.org)